**インターンシップに関する覚書**

長榮大学（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　 （以下「乙」という)とは、

西暦　　　　　　年　　　　月　　　日に締結した「長榮大学学生海外実習契約書」（以下「基本契約」という）に基づき実施するインターンシップ（以下「本実習」という）につき、下記のとおり決定する。

1. 実習期間及び実習時間
2. 本実習の実習期間は、下記のとおりとする。

記

（開始日）西暦　　　　年　　月　　日乃至（最終日）西暦　　　　年　　月　　日

1. 本実習の実習時間は、下記を原則とする。

記

曜日：

時間：午前　　時　　分～午後　　時　　分（休憩時間を除き　時間）を原則とし、

合計　　　時間以上となるように調整する。

1. 甲は、活動内容に応じて実習時間を変更することができる。

実習時間や休憩は従業員に準じて取り扱うものとし、労働者に適用される法令に定められた時間を超える実習はしてはならない。

1. 実習生
2. 本実習の実習生は、　　名とする。
3. 甲は、本実習の実習生として、下記の者を派遣する。

記

所属・学年 長榮大学　　　　科　　　年生

氏名 　　　　　　　　（英語表記　　　　　　　　　）

性別

生年月日 西暦　　　　年　　月　　日

1. 実習に関する費用及び支払い方法
2. 乙は、基本契約に基づき、本実習実施に伴い、下記金員を支払う。

記

1. 金　　　円に実際の実習時間数を乗じた金額
2. 住宅補助　金　　　円
3. 前項の金員は、直接実習生へ支払うものとする。
4. 乙は、実習生に対し、前１項の金員を、実習最終日に現金（日本円）で支払う。

本確認の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、甲２通、乙１通を保有する。

印

印

|  |  |
| --- | --- |
| 甲 　： | 長栄大学 |
| 代 表 者： | 李 泳龍 |
| 役 職 名： | 校 長 |
| 電 話： | +886-6-278-5123 |
| 住　　所： | 70101 台南市歸仁區長大路1號 |
|  |  |
| 乙 　： |  |
| 代 表 者： |  |
| 役 職 名： |  |
| 電 話： |  |
| 住　　所： |  |

西暦　　　　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　　日